

大分県土木建築部 I Tアドバイザー登録制度運用要綱

(目 的)

第1 この要綱は、建設業の I T 化推進を図るため、建設業者の I T に関する知識及び操作習熟度の向上と、日々の業務への I T 活用を支援する I T アドバイザー登録制度の運用について必要な事項を定める。

(定 義)

第2 I T アドバイザーとは、C A L S / E C インストラクター、C A D 利用技術者等の資格者又はそれと同等の経験を有する者で、電子納品や建設業の I T 化などをサポートできる技術者のことをいう。

(活動内容)

第3 I T アドバイザーは、次の活動を行う。

- (1) 大分県（以下「県」という。）からの依頼に基づくもの。
 - ・県が主催する講習会及び各種ソフトウェアの操作研修会等における講師又はその補助
 - ・県が指定する講習への出席
- (2) 「電子納品モデル工事実施要領」（以下、実施要領）に基づく電子成果品作成に関する支援
 - ・別途定める実施要領第6（1）～（3）に定める支援
 - ・別途定める実施要領第6（4）に定める随時派遣
- (3) その他県の C A L S / E C 推進の取り組みに関する支援及び建設業の I T 化に関する支援（以下「その他の活動」という。）

(暴力団等の排除)

第4 次の（1）から（4）のいずれかに該当する者を I T アドバイザーとして登録することはできない。また、登録後に該当することが確認された場合は、第7に規定する欠格事項の適用となり、登録の抹消を行う。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(登録方法)

第5 I T アドバイザーへの登録を希望する者は、県が別途指定する期間において、別記様式1に必要事項を記載のうえ、提出しなければならない。

- 2 県は、前項の規定による提出があった場合、提出者に対する面談を実施する。
- 3 県は、前項に規定する面談の実施後、指定する講習を受講した者に対し、登録証（別記様式2）を交付する。
- 4 登録証に記載する登録内容については、インターネット等により公表するものとする。
- 5 登録期間は、登録証交付日の属する年度の翌年度6月末までとする。
- 6 I T アドバイザーは、登録の抹消を希望する場合は、別記様式3により県に申し出なければならない。県は、この申し出を受けた場合、速やかに登録者名簿から抹消しな

ればならない。

また、ITアドバイザーが登録の抹消を希望しない場合は、登録を継続することとする。

7 登録証に記載する内容について変更が生じた場合は、別記様式1により速やかに届け出なければならない。

(活動依頼の方法)

第6 ITアドバイザーへの活動依頼の方法については次のとおりとする。

(1) この要綱第3(1)の活動については、大分県土木建築部建設政策課が書面により依頼するものとする。また、この要綱第3(2)の活動については、別途定める実施要領によるものとする。

(2) この要綱第3(3)の活動については、受注者が自己の負担によりITアドバイザーに直接依頼するものとする。なお、詳細については、受注者とITアドバイザー双方で協議するものとする。

(欠格事項)

第7 県は、ITアドバイザーが以下に該当すると判断した場合は不適格とみなし、登録の抹消を行うことができる。登録の抹消を行った場合は別記様式4によりITアドバイザーあて通知を行う。

(1) この要綱第3(1)に定める県が指定する講習を、故意に受講しない場合

(2) この要綱第6に定める県及び建設業者からの活動依頼があったにもかかわらず、正当な理由なく一度も応じなかった場合

(3) この要綱第3(2)の活動中に電子納品業務の代行を行った場合

(4) この要綱第3の活動中に自社製品の営業活動を行った場合

(5) この要綱第3の活動中に知り得た情報を相手の許可なく他人に漏らした場合

(6) この要綱第4(1)～(4)に該当することが確認された場合

(活動報告)

第8 ITアドバイザーは、活動実績について、登録期間満了前までに別記様式5により報告しなければならない。

(経費の負担)

第9 県は、ITアドバイザーに活動を依頼した場合は、県は次のとおり経費を負担する。ただし、第3(2)に関する支援の経費は、別途定める実施要領によるものとする。

なお、時間の算定にあたっては、30分単位で計算することとし、最初の30分未満は30分、30分を超える場合は、15分未満を切り捨て、15分以上を30分として計算する。

	講師料等	旅費
講習会等	1時間あたり4,000円	県の旅費規定による
操作研修会	1時間あたり4,000円	県の旅費規定による
電子成果品作成支援	実施要領第9(1)による	
随時派遣	実施要領第9(2)による	
その他の活動	依頼者とアドバイザー間の協議により決定する	

(経費の支払)

第10 県が負担する経費については、口座振替による支払いを原則とする。なお、ITアドバイザーは登録証の交付後速やかに、振替先等の口座を別記様式6により申し出るものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めのない事項については、県の決定に従うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 2日から施行する。

この要綱は、平成22年 4月 1日をもって一部改正する。

この要綱は、平成23年 4月 7日をもって一部改正する。

この要綱は、平成24年 4月 1日をもって一部改正する。

ただし、平成24年4月1日現在で登録されている者については、登録期間を2カ月延長し平成24年6月30日までとする。

この要綱は、平成27年 6月30日をもって一部改正する。

別記様式 1

I Tアドバイザー登録申込書（新規・変更）

平成 年 月 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県土木建築部 I Tアドバイザー登録制度運用要綱を承諾のうえ、申し込みます。

氏名*	印		
生年月日	年 月 日	性別	男 女
住（居）所			
連絡先	(TEL) (E-mail アドレス)		
所属団体名*			
活動拠点*	市		
専門分野*			
所有資格* (I T 関連)			
主な実務経験* (I T 関連)			
〔登録希望理由〕 ※変更の場合は記入不要			

【留意事項】

- ・連絡先には、建設業者等からの問い合わせを考慮し記載すること。
- ・専門分野には、「CAD」「エクセル」などのソフトウェアの名称や、「インターネット」「データベース」など、得意とする分野を簡潔に記載すること。
- ・所有資格については、資格証等の写しを添付すること。
- ・主な実務経験については、その内容とおおよその経験年数を記載すること。
- ・*印の付いた項目は、県庁ホームページで公開するので了承のこと。

I Tアドバイザー登録申込書（更新）

平成 年 月 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県土木建築部 I Tアドバイザー登録制度運用要綱を承諾のうえ、申し込みます。

登録番号	第 号
登録期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
氏名	印
住（居）所*	
連絡先*	(TEL) (E-mail アドレス)
所属団体名*	
活動拠点*	市
専門分野*	
所有資格* (I T 関連)	
[活動実績] ①県からの派遣依頼に基づくもの（要綱第3 - (1) 関係) ・ ・ ②電子納品モデル工事実施要領に基づくもの（要綱第3 - (2) 関係) ・ ・ ③その他の活動（要綱第3 - (3) 関係) ・ ・	
[更新申込理由]	

【留意事項】

- ・別記様式 1 に準ずること

I Tアドバイザー登録証 (新規・更新)

殿

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県土木建築部 I Tアドバイザー登録制度運用要綱第 5 - 3 又は第 5 - 6 に基づき、登録証を交付する。なお、登録内容は下記のとおりとする。

記

登録番号	第〇〇〇〇号
登録期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
氏 名	
連絡先	(T E L) (E-mail アドレス)
所属団体名	
活動拠点	〇〇市
専門分野	

別記様式 3

I Tアドバイザー登録抹消願

平成 年 月 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

(住 所)
(氏 名)
(登 録 番 号)

私は、大分県土木建築部 I Tアドバイザー登録制度運用要綱第 5 - 7 の規定により、下記のとおり登録の抹消を希望しますので届け出ます。

記

- 1 登録抹消年月日
平成 年 月 日
- 2 抹消を希望する理由

I Tアドバイザー登録抹消通知

平成 年 月 日

殿

大分県土木建築部 建設政策課長

貴殿は、「大分県土木建築部 I Tアドバイザー登録制度運用要綱」第 7 に規定する欠格事項に該当するため、登録の抹消を行いましたので通知します。

記

1 登録抹消年月日

平成 年 月 日

2 抹消理由

大分県土木建築部 I Tアドバイザー登録制度運用要綱第 7 に該当する行為があったため

別記様式 5

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

平成 年 月 日
(住 所)
(氏 名)
(登 録 番 号)

I Tアドバイザー活動実績報告書

I Tアドバイザーとしての活動実績について、次のとおり報告します。

○活動実績

発注機関名			
工事名			
請負業者名			
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
活 動 実 績	活動日	平成 年 月 日	
	活動時間	〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇	
	活動場所		
	(主な活動内容)		
	(意見・要望等)		

※活動実績が複数ある場合には、別紙で一覧の添付を可とする。
※本報告書は、電子ファイルでの提出を可とする。

I Tアドバイザー経費支払口座等申出書

平成 年 月 日

大分県知事 広瀬勝貞 殿

住 所

氏 名

印

登録番号

I Tアドバイザーにかかる経費（報償費・旅費等）の振込先口座、及び旅費計算上の参考事項について、次のとおり申し出ます。

(1) 振込先口座	申出区分	新 規 ・ 変 更 ・ 取 消
	金融機関名	
	本支店名	本 ・ 支 店
	口座番号	普通 ・ 当 座
	(フリガナ) 口座名義人 (本人名義の口座)	
(2) 旅費計算上参考事項	勤務先（所属）名	
	勤務先（所属）所在地	
	最寄りバス停	勤務先 自 宅
	勤務形態	常 勤 ・ 非 常 勤 ・ そ の 他
	通常活動時の出発地	勤 務 先 ・ 自 宅

※ 振込先通帳の表紙のコピーを添付してください。